

2024年7月29日

〒110-8546  
東京都台東区上野一丁目15番3号  
株式会社ナガホリ  
代表取締役社長 長堀 慶太 殿  
(FAX : 03-3832-8270)

〒100-0006  
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
有楽町電気ビル南館5階552  
弁護士法人ニューポート法律事務所  
リ・ジェネレーション株式会社  
代理人弁護士 戸田 裕典  
同 鈴木 多門  
TEL : 03-6435-5689  
FAX : 03-6435-5699



回答書 ③

(「笹澤知夫氏に関する報道についての再々質問状」の件)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社からの2024年7月17日付「笹澤知夫氏に関する報道についての再々質問状」（以下、単に「再々質問状」といいます。）に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

また、便宜的に、これまでの貴社質問状及び当社回答書のやり取りにかかる定義取りを本書面においても、そのまま使用させていただきます。

1 貴社の回答姿勢と当社の回答姿勢に対する非難に対する抗議について

貴社は、当社の回答姿勢に対し、貴社の過去の回答や開示に対する姿勢を脈絡なく批判し、また、不誠実な回答ないし無回答に終始し、批判を逸らそうとしていると疑われるなどと論難されております。

しかしながら、当社が、貴社のこれまでの不誠実な回答姿勢についての話題を持ち出しているのは、どう考えても、客観的に見て、貴社のこれまでの回答姿勢の方が不誠実であることは明らかであり、それにもかかわらず、貴社は、自身の回答姿勢を正当化（あるいは当社からの指摘を無視する形で事実上回答拒否の姿勢を貫徹）する一方、当社の回答が不十分であるなどと非難していること、特に、再三再四、当社が貴社に求めていた一方、貴社が軽ん

じていた「株主の皆様への適切な情報提供の観点」を、逆に貴社が持ち出すことが理不尽であり、かつ、そのように自分のことを棚に上げ他人批判を行うことそれ自体が非難に値するものであるからです。そのため、当社が、自身の回答姿勢を正当化する根拠として、貴社のこれまでの不誠実な回答姿勢を比較対象とすることは当然のことであり、貴社において当社の回答姿勢が不十分であるというのであれば、貴社のこれまでの回答姿勢と比較して、どうして当社の回答姿勢が不十分であるといえるのか合理的にご説明ください。

当社としては、貴社からの質問に対して、真摯かつ誠実に回答を行っているものと考えておりますし、少なくとも貴社の回答姿勢と比較すれば、真摯かつ誠実に対応しているものと認識しております。以下、その問題点を指摘し、貴社のこれまでと今回の不誠実な姿勢について改めて抗議いたします。

## 2 再々質問状（2）について

本回答書1において、「尾端自身は笹澤氏と面識はなく、本件借入についてはもちろん、同氏との間でビジネス上の話は一切しておりません」と記載したのは、貴社がご懸念されているような同氏との間で（適法であるか違法であるかにかかわらず）ビジネスの話を一切していないことを説明する趣旨のものでありましたが、中山氏から紹介を受け、笹澤氏との「面識」自体はあり、その点は不正確でありましたので訂正いたします。

もっとも、本回答書2において説明したとおり、尾端が笹澤氏と面識を持ったのはそれ以前に元々面識のあった STAND UP GROUP の社員である中山氏から紹介を受けた一度きりのことであり、また、その際も軽く挨拶を交わした程度であり、本件借入についてはもちろん、同氏との間でビジネス上の話は一切していない、これが事実です。

また、繰り返しになりますが、当社と STAND UP GROUP との間に取引関係も一切ありません。

## 3 再々質問状（3）について

### (1) 貴社の質問内容の変遷について

貴社は、(2022年9月22日付け「回答及び質問状(9)」において、「貴社と STAND UP GROUP（並びにその出資者である中山氏及び笹澤氏）との関係等に関しても明示的に質問しております。当社が当該質問状において、当社株式の『実質的資金拠出者』との関係や担保権設定の有無を問いただしている」として、その時点で本件借入が完済されており、実質的資金拠出者が当社となっていたのだから、たとえ個別に問われていなくとも、かかる完済の事実を説明すべきであったと論難されています。

しかしながら、改めて、2022年9月22日付け「回答及び質問状(9)」(6～7頁)を見返してみると、貴社は、「当社の質問状(1)で『当社株式の買付けの資金源(直接であるか間接であるかを問わず、実質提供者を含みます。)]との関係・を質問した」と、また、「貴社は当社の主要株主であるところ、その株式の買付けの実質的な資金拠出者との関係は、当社の他の株主その他の投資者にとって重要な情報」であるから回答を求める旨が記載されております。

その点、貴社の再々質問状の文言と見比べれば明らかなとおり、貴社は当社に対し、これまで、決して「株式の実質的資金拠出者」を尋ねていたわけではなく、「株式の『買付けの』資金源」あるいは「株式の『買付けの』実質的な資金拠出者」を尋ねていました。

そして、借入金を取得資金として株券等を取得した場合において、後日、当該借入金を返済した場合であっても、飽くまで「取得した際の資金の性質を記載する必要があるので、返済しても借入金であることに変わりなく、返済しても変更報告書の提出は必要ない（金融庁大量保有 Q&A 問 5 参照）」（黒沼悦郎・太田洋編著『論点体系 金融商品取引法 1 [第 2 版]』（第一法規・2022 年）463 頁 [石塚洋之]）とされていることも踏まえ、当社としても、当然、貴社は当社が貴社株式を「取得した際」の事情、すなわち、「買付けの際」の事情を質問されていると理解・認識しておりました。

百歩譲って、仮に貴社が「株式の実質的資金拠出者」を個別具体的に質問されていたならば、当該質問時点の事情を問われていると解する余地も生まれるとは思いますが、そうではなく、飽くまで貴社は「株式の『買付けの』実質的な資金拠出者」を問われていたわけですから、当社が上記の認識を持つのは当然のことであり、再々質問状における前者の質問と実際になされた後者の質問とでは、前提が大きく異なると言わなければなりません。

なお、貴社は当社に対し、これまでに大量の質問を投げかけているため、当社が該当する質問を見落としてしまっている可能性もゼロではありません。ついては、貴社が「株式の実質的資金拠出者」を当社に尋ねている部分がございますら、お手数ですがその旨ご教示いただけますと幸いです。

もしも、上記該当する部分がなかった場合、貴社は当社に対して、実際には、「株式の『買付けの』資金源」あるいは「株式の『買付けの』実質的な資金拠出者」を質問していたにもかかわらず、どうして、再々質問状において、肝心かなめの『買付けの』の文言を削除されたのでしょうか。ご回答の内容次第では、当社が不誠実な回答を行っていたとの印象操作を企図した疑いもあると言わざるを得ませんので、ご回答のほど何卒よろしくお願いいたします。

## (2) 本件借入完済の事実について

貴社は、色々と難癖を付けて本件借入の完済の事実について、にわかには信じ難いと述べられております。その点、信じる、信じないは貴社の勝手ですが、本件借入が完済されたことは紛れもない事実であり、また、当社と STAND UP GROUP との間で、他に何らの債権債務関係もございませんので、当社の立場として、これ以上何も申し上げることはございません。

また、完済の事実を証する資料の提出並びに返済資金の調達方法の点につきましても、そもそも変更報告書の提出すら不要とされていることに鑑みても、これ以上の貴社の要請に応じる必要性はないと考えておりますので、悪しからずご了承ください。

その点、敢えて、貴社のこれまでのお言葉を拝借する形でご説明するならば、既に当社

は、「法令に従って・開示しており」「これ以上の詳細な内容については、法令等からは開示の必要性がないもの」（2022年8月5日付「回答及び質問状（7）」4頁及び2022年8月31日付「回答及び質問状（8）」3頁）、あるいは、「法令上も不要」（2023年2月27日付「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」3頁）と認識しております。

なお、繰り返しになりますが、貴社（現経営陣）は、当社が再三に亘って説明を求めている子会社である仲庭時計店に関する巨額損失について、その発生原因が、もっぱら同社従業員による複数の不祥事にあつたにもかかわらず、2022年10月5日付の当該不祥事に関する報道がなされるまでの間、「大口取引先の営業方針の大幅な転換『等』の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じている」（※括弧は当社が付したもの。以下同じ。）などと、ギリギリ嘘にならないよう『等』を用いてはぐらかすことで、頑なに不祥事の存在を隠蔽し続けていました。

それだけでなく、上記のとおり、貴社は、必要最低限の法令上の開示を行っていただければそれで足りるとして、「株主共同の利益の観点から、特別にご説明すべき問題はなく、既存の開示で特段問題ない」（2022年8月31日付「回答及び質問状（8）」3頁）と説明し、それ以上の開示を徹頭徹尾拒まれていたのですから、貴社自ら「株主共同の利益の観点」からの適切な情報開示を軽んじていたことに疑いの余地はありません。

しかも、かかる事象は貴社株主に関する事象ではなく、言わずもがな、貴社及び貴社100%子会社そのものに関する事象なのですから、「株主共同の利益の観点」から、より一層、任意での開示が求められる事象にあつたことに疑いの余地はありません。

どうして、当社から（個別具体的に問われていた）仲庭時計店の巨額損失の発生原因についての質問に対し、主たる原因である仲庭時計店の不祥事の実態を『等』として隠蔽する一方、主たる原因でもなければ具体的に数値化できるような原因でもない「大口取引先の営業方針の大幅な転換」（のみ）を個別に摘示したのか、改めまして、その説明を求めたいと思います。

やはり、上記貴社の回答姿勢に対する納得できる説明を抜きに、貴社において、（個別具体的に問われてもいない事項を自ら率先して回答すべきであつたなどと）当社の回答姿勢を非難する資格はないと言わなければなりませんし、どちらの回答姿勢が不誠実であるかは説明するまでもないと考えます。

#### 4 再々質問状（4）について

当社は、2024年6月26日付「回答書」において、既に「貴社からの笹澤氏に関する質問については、既にご回答申し上げている以上の内容をお答えすることは出来兼ねる上、本件借入は完済されており、なおかつ、現在 STAND UP GROUP と当社との間で金員の借入を含め取引関係は一切存在せず、貴社のご懸念は全くの無用のものであるため、回答の要を得ないものであります。」と説明済みであり、笹澤氏の本件被疑事実に関する報道を受けて、当社の立場から、新たにご回答すべき事項はありません。もとより、STAND UP GROUP 側における事情については、当社には分かりかねます。

また、当社は、これまで再三に亘って、貴社株式につき実質的に共同して買い集めを行った事実はないと一貫して否定しております。無論、笹澤氏に関する本件被疑事実が明らかとなった現在においても上記回答が変わることなどありませんので、この点に関する貴社からの「改めまして」のご質問に対し、新たにご回答すべき事項はありません。

貴社ないし貴社代理人において既にご記憶にないということでしたら、改めまして、2023年2月28日付「臨時株主総会に関する追加質問状（2）」に対する同年3月6日付「臨時株主総会に関する回答書 兼 反論書（2）」をお読みいただければ幸いです。

草々